

兼務可否判定図

【留意事項】
 ここには問合せの多いケースについて示したものであり、記載のない兼務でも認められない場合があるので、不明な場合は必ず照会されたい。

原則

日中活動系

管理者

サビ管

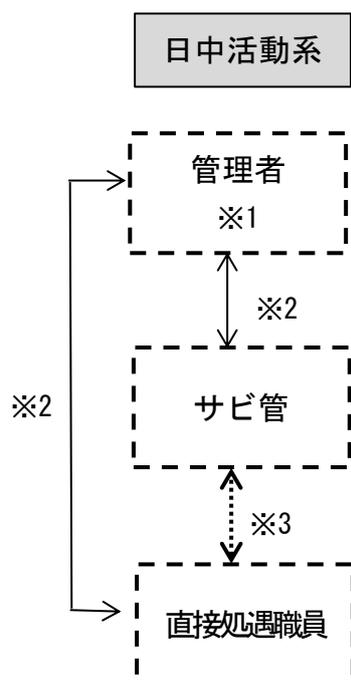
GH

管理者

サビ管

- ・専従であれば、常勤非常勤問わないが、管理業務に支障がない勤務時間を確保すること。
- ・福祉経験 2 年以上、社会福祉主事任用資格等
- ・就労継続支援 (A 型・B 型) のみ、企業経営経験者も可
- ・基準該当は介護保険の取り扱いに従うこと
- ・常勤専従 (2 人目以降のサビ管は非常勤可。他との兼務 (常勤換算) も可)
- ・60 名まで 1 人で対応可能
- ・常勤専従
- ・知識及び経験が必要。
- ・専従であれば、常勤非常勤問わないが、適切な業務遂行に必要な勤務時間を確保すること。
- ・定員 30 名まで 1 人で対応可能。

兼務関係 (1) 【1 人目のサビ管について】



兼務可能



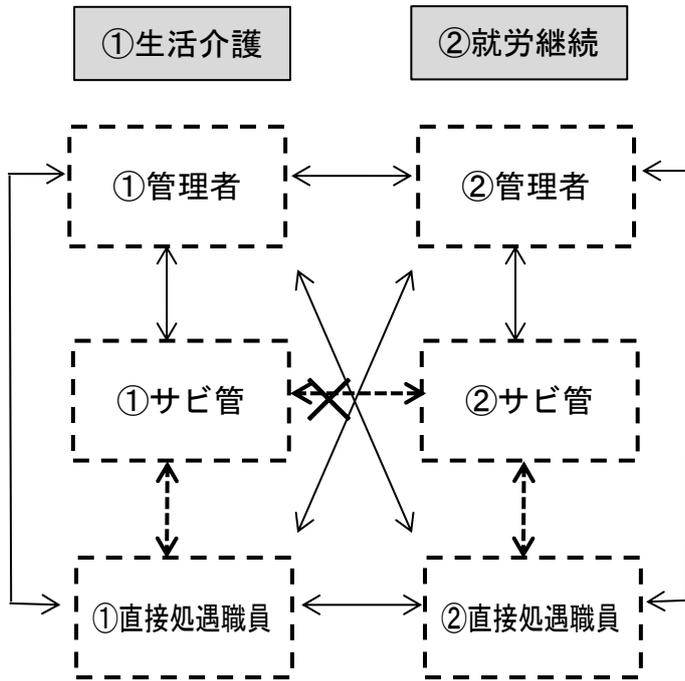
手伝いのみ可
(常勤換算不可)



2 職種間の
兼務不可

- ※1 法人役員の兼務も可能。
他会社の代表取締役なども可だが、営業時間中は当該事業所の管理業務に専念し、他会社の業務は時間外しか従事しないこと。
- ※2 管理者とその他との兼務は同時並行的であるため「働いた全ての時間について、全ての職種にカウントすることができる」とされているが、100%他業務の時間をカウントすると管理業務に支障をきたすことから、1 日の従事時間の半分以上は管理業務に従事することを基本とする。
- ※3 直接処遇職員の常勤換算は不可だが、手伝いは可 (勤務表には入らない) ただし、利用定員が 20 人未満の場合は常勤換算可 (なお、この取扱いのための定員の細分化は不可)

兼務関係（２）【２事業所間での兼務】



【３事業所間での兼務】

３か所の事業所の管理者だけを兼務する場合のみ兼務が認められる。

ただし、次の場合は管理に支障がないものとして認められる。

- ・居宅介護等訪問系サービスと訪問介護等
- ・一般・特定・障害児相談支援事業所相互
- ・併設型・空床利用型短期入所とその本体事業所（施設）
- ・生活介護事業所等において行われる単独型短期入所と当該生活介護事業所等

①管理者－②管理者－①サビ管は不可

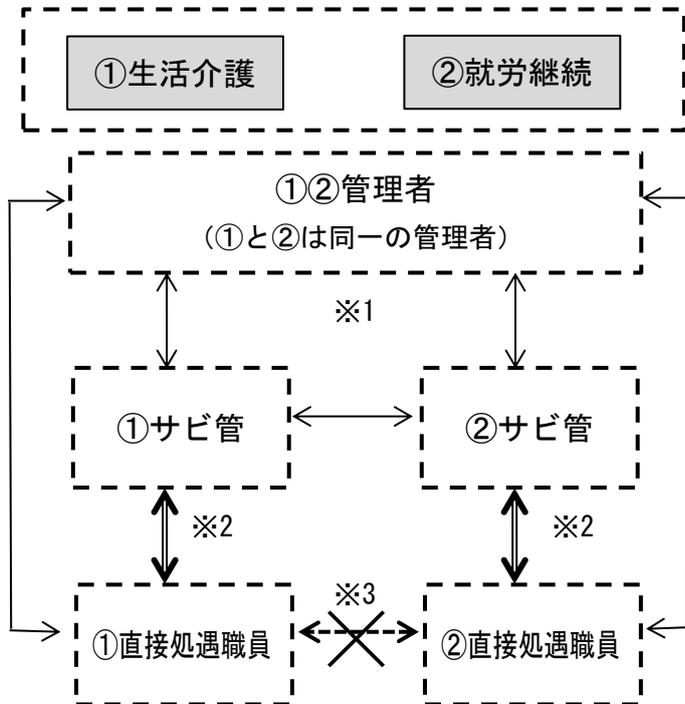
①管理者－②管理者－②サビ管は不可

①管理者－②管理者－①直接処遇職員は不可

①管理者－②管理者－②直接処遇職員は不可

①管理者－①直接処遇職員－②直接処遇職員は不可

兼務関係（３）【多機能型事業所における兼務】



多機能型

※ 1 多機能型事業所の利用者数 60 人以下の範囲であれば、管理者と各サービスのサビ管は全て兼務可。

※ 2 重度の障害児等の対応をする利用定員 20 人未満の多機能型事業所ならば、常勤換算可。

※ 3 直接処遇職員同士の兼務は不可

①②管理者－①サビ管－②サビ管は可

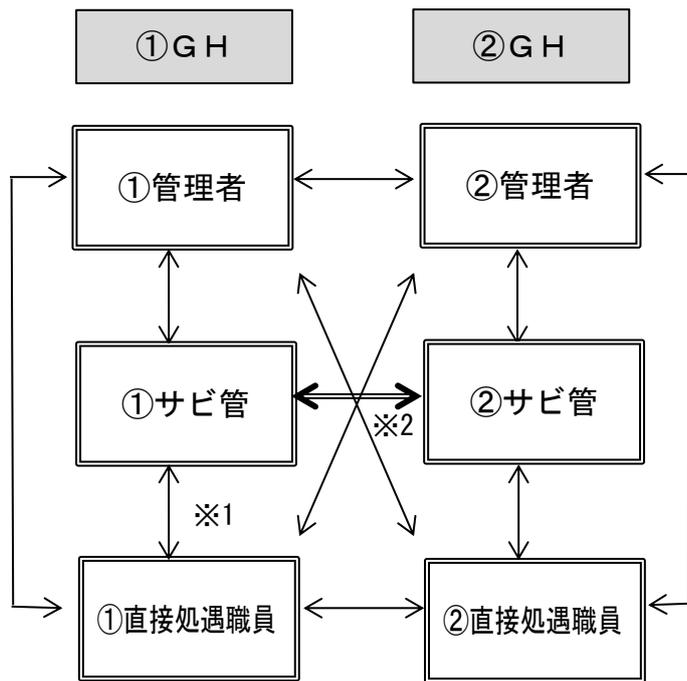
①②管理者－①直接処遇職員は可

①②管理者－②直接処遇職員は可

①②管理者－①サビ管－①直接処遇職員は不可

①②管理者－①サビ管－②直接処遇職員は不可

兼務関係（４）【GH間での兼務】



※1 直接処遇職員の常勤換算可

この場合、「世話人」と「生活支援員」の2職種を兼務することも可。

※2 GH定員の合計が30人までは可だが、定員20人以上の事業所は専従に努めること。

①管理者－①サビ管－②管理者は不可

①管理者－①サビ管－①直接処遇職員（世話人及び生活支援員）は可

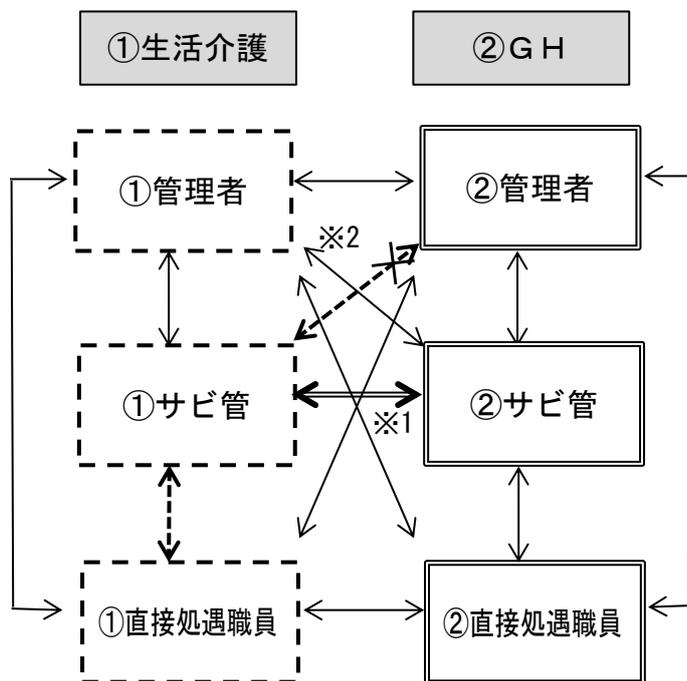
①管理者－①サビ管－②直接処遇職員（世話人及び生活支援員）は可

①管理者－②管理者－①直接処遇職員は不可

①管理者－②管理者－②直接処遇職員は不可

①管理者－①直接処遇職員－②直接処遇職員は不可

兼務関係（５）【日中活動系とGHの間での兼務】



※1 日中系は60人まで、GHは30人まで。

1人のサビ管で対応可能な定員の計算

$60 \text{人} \geq \text{日中系の利用者数} + \text{GH利用者数} \times 2$

※2 GHが20人未満の場合に限り可。

①管理者－①サビ管－②管理者は不可

①管理者－①サビ管－②サビ管は
両事業所の合計定員が、1/2人のサビ管で
対応可能な人数以内の場合は可

①サビ管－②管理者－②管理者は不可

①管理者－②管理者－②直接処遇職員は不可

①管理者－①サビ管－②直接処遇職員は不可

②管理者－②サビ管－①直接処遇職員は不可

①管理者－①直接処遇職員－②直接処遇職員は不可

原則

居宅介護

管理者

サ責

- ・常勤専従
- ・管理業務に支障がなければ当該事業所の従業者又は同一敷地内若しくは隣接地にある他の事業所、施設等の職務（サービス提供職員は原則不可）との兼務可。
- ・資格要件はない。

- ・1人以上は常勤専従。管理者との兼務は可。
- ・非常勤については常勤の勤務すべき時間の1/2以上の勤務要。
- ・介護福祉士等の資格要件

相談支援

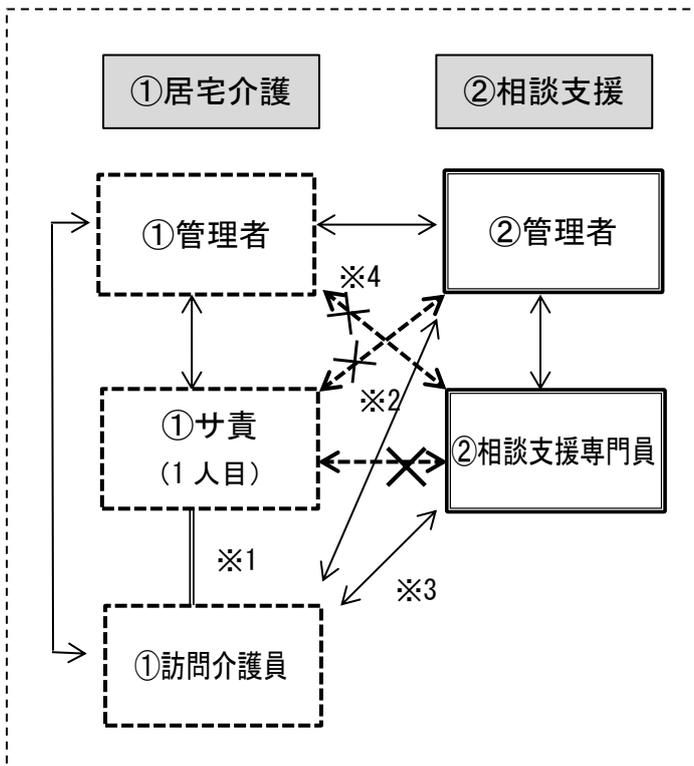
管理者

- ・専従であれば、常勤非常勤問わない。
- ・管理業務に支障がなければ他の業務又は併設する他の事業所、施設等の職務との兼務可。
- ・資格要件はない。

相談支援専門員

- ・専従であれば、常勤非常勤問わない。
- ・一定の条件の下、併設する他の事業所、施設等の職務との兼務可。
- ・実務経験+研修修了

兼務関係（6）【居宅介護事業所と相談支援事業所の間での兼務】



→ 同一敷地・隣接・近接地内に併設が前提

※1 サ責は訪問介護員（従業者）の中から選任されるので、「兼務」というのは正しくない。

※2 相談支援専門員が別に常勤で配置されている場合に限る。また、管理者としての業務時間を、相談支援事業所の営業時間の半分以上確保すること。

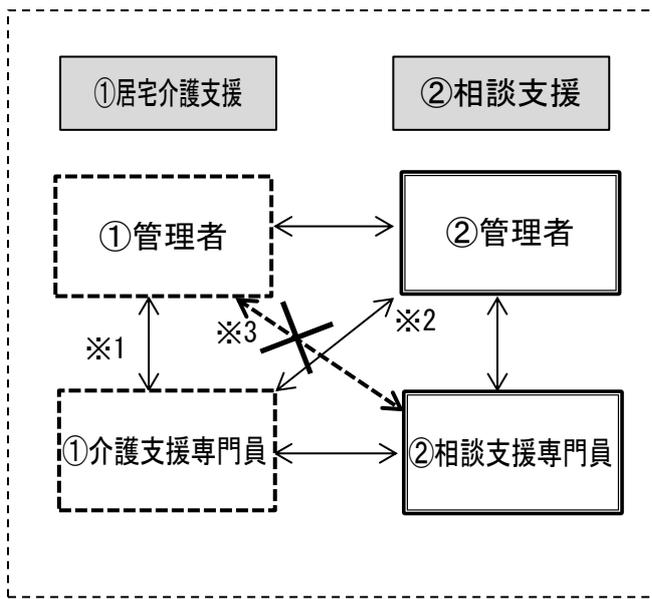
※3 相談支援専門員は営業時間の半分以上の時間は配置される必要がある。

※4 居宅介護事業所の管理者は、常勤とされているが、相談支援専門員には専従要件があり、同時並行的に管理業務を行うことが不可能であるため。

①訪問介護員－②管理者－②相談支援専門員は不可

①管理者－①サ責－②相談支援専門員は不可

兼務関係（7）【居宅介護支援事業所（ケアマネ）と相談支援事業所の間での兼務】



→ 同一敷地・隣接・近接地内に併設が前提

※1 居宅介護支援事業所の管理者は介護支援専門員でなければならないことから、兼務は可。

※2 管理者と介護支援専門員を兼務している場合は、原則として、他の事業所の職務と兼務することは認められていない。

※3 居宅介護支援事業所の管理者は、常勤とされているが、相談支援専門員には専従要件があり、同時並行的に管理業務を行うことが不可能であるため。

①管理者－②相談支援専門員は不可

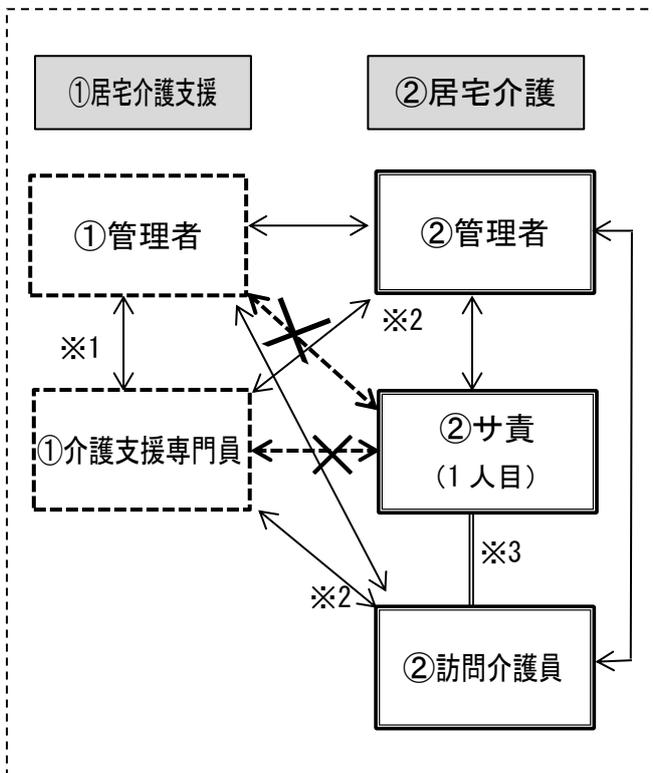
①管理者－①介護支援専門員－②管理者は不可

①管理者－①介護支援専門員－②相談支援専門員者は不可

①管理者－②管理者－②相談支援専門員は不可

①介護支援専門員－②管理者－②相談支援専門員は不可

兼務関係（8）【居宅介護支援事業所と居宅介護事業所（訪問介護）の間での兼務】



→ 同一敷地・隣接・近接地内に併設が前提

※1 居宅介護支援事業所の管理者は介護支援専門員でなければならないことから、兼務は可。

※2 管理者と介護支援専門員を兼務している場合は、原則として、他の事業所の職務と兼務することは認められていない。

※3 サ責は訪問介護員（従業者）の中から選任されるので、「兼務」というのは正しくない。

①管理者－①介護支援専門員－②管理者は不可

①管理者－①介護支援専門員－②訪問介護員は不可

①管理者－②管理者－②サ責は不可

①管理者－②管理者－②訪問介護員は

1人ケアマネの場合は4職種となるので不可